

学校関係者評価の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県立鶴舞看護専門学校(以下「本校」という)自己点検評価実施に関する規程第4条に基づき、学校関係者評価の実施に関する事項を定めるものとする。

(実施方法・内容等)

第2条 学校関係者評価のため、学校関係者評価会議を開催するものとする。

2 学校関係者評価会議では、当該年度または、前年に実施した自己点検・評価の結果を示し、本校の取り組み事項、自己点検・評価内容等について意見をいただくものとする。

3 資料等は、当日の説明と共に提示することとする。

(出席者の選任)

第3条 学校関係者評価会議の出席者は、近隣教育機関の代表者、近隣保健医療施設の代表者、実習施設の代表者、非常勤講師の代表者、看護職能団体の代表者、卒業生等とし、校長が選任し依頼する。

(実施結果の公表)

第4条 学外への公表は、公表の内容、方法等について自己評価委員会で協議し、出席者の了承を得て行うものとする。

2 公表は、ホームページ及び学校通信にて行う。

(附 則)

この要綱は、平成30年 9月12日から施行する。